

特許権・実用新案権の出願に 要する費用を補助します！

～知的財産権取得促進事業補助金のご案内～

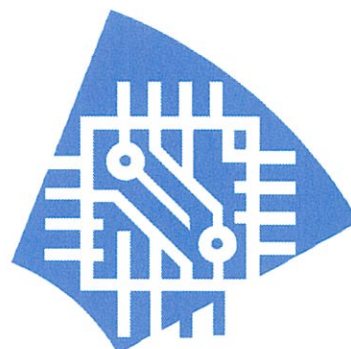
補助対象者

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者(個人企業を含む)で、次の要件を全て満たす者とする。

- ・大分市内に本社又は主たる事業所を有していること。
- ・市税に滞納がないこと。
- ・大分市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。

補助対象経費

- ・出願料
- ・弁理士に対する報酬
- ・電子化手数料
- ・登録料(3年分) ※実用新案権のみ



補助率(補助上限額)

補助対象経費の1/2(20万円)

提出期限

- ①出願番号通知が発送された日から90日以内
- ②出願番号通知が発送された日の属する年度の末日
(①か②のいずれか早い日まで)

※募集は先着順とし、予算額に達し次第、受付を終了します。

※申請は、1企業につき年度内1回に限ります。

※出願番号通知が発送された日が平成28年7月1日以降のものに限ります。

お申込み・問い合わせ

提出書類など詳細については、

大分市商工労働観光部 創業経営支援課へ、お気軽にご相談ください

TEL:097-585-6029